

事務所コラム

2014年10月6日(月)

(本店) 〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-3-8 1F Email reiko@ebihara-tax.jp
税理士法人海老原税理士事務所 TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822
(支店) 〒062-0035 札幌市豊平区西岡 5条 14丁目 13-11 Email info@mpc55.jp
横井税理士事務所 TEL 011-584-8855 FAX 011-584-8828

平成27年からの贈与税計算 「特例贈与財産」とは

平成27年からは「特例贈与」と「一般贈与」

平成27年からは相続税・贈与税の税制がガラリと変わります。

相続税は小規模宅地等の特例制度が拡充されるとはいえ、基礎控除額の引き下げ・税率改定と課税強化の方向が鮮明です。

一方、贈与税は最高税率を引き上げつつも、世代間の早期の資産移転を図るため、「特例贈与」（その年1月1日において20歳以上の者が直系尊属から受けた贈与）により取得した財産（「特例贈与財産」）には、「特例贈与」でない贈与により取得した財産（「一般贈与財産」）よりも、緩和した税率が適用されることになりました。

平成27年からの贈与税の速算表

そのため、平成27年からの贈与については、「一般贈与財産用」と「特例贈与財産用」の2種類の速算法が用いられます。

【H27.1.1以後の贈与 一般贈与財産用】

- ①200万円以下 10%（控除額）なし
- ②300万円以下 15%（控除額）10万円
- ③400万円以下 20%（控除額）25万円
- ④600万円以下 30%（控除額）65万円
- ⑤1,000万円以下 40%（控除額）125万円
- ⑥1,500万円以下 45%（控除額）175万円

- ⑦3,000万円以下 50%（控除額）250万円
- ⑧3,000万円超 55%（控除額）400万円

【H27.1.1以後の贈与 特例贈与財産用】

- ①200万円以下 10%（控除額）なし
- ②400万円以下 15%（控除額）10万円
- ③600万円以下 20%（控除額）30万円
- ④1,000万円以下 30%（控除額）90万円
- ⑤1,500万円以下 40%（控除額）190万円
- ⑥3,000万円以下 45%（控除額）265万円
- ⑦4,500万円以下 50%（控除額）415万円
- ⑧4,500万円超 55%（控除額）640万円

同一年で「特例」・「一般」がある場合

また、同じ年で「一般贈与財産」と「特例贈与財産」を取得する場合には、贈与税額の計算は次のとおりとなります。

- (1) 合計贈与価額
一般贈与財産の価額＋特例贈与財産の価額
- (2) (1)－基礎控除110万円
- (3) (2)×一般税率×（一般贈与財産の価額/合計贈与価額）
- (4) (2)×特例税率×（特例贈与財産の価額/合計贈与価額）
- (5) (3)＋(4)＝納付税額



同一年で「一般贈与」と「特例贈与」があるときは、計算が少し複雑になります